

宮崎国際大学教育研究評議会規程

(目的)

第1条 この規程は、宮崎国際大学（以下「本学」という。）学則第5条に基づき、本学教育研究評議会（以下「評議会」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(審議事項等)

第2条 評議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教員組織に関すること
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (5) 学生の円滑な就学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他教育研究に関する重要事項
- (9) その他内部質保証・向上、社会に対する説明責任を果たしていく為の全ての事項

(組織)

第3条 評議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第1項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、評議会を主宰する。

3 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 評議会は、3分の2以上の委員の出席をもって議事を開くものとする。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 評議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 評議会の事務は、総務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、評議会の運営等に関し必要な事項は、評議会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の意見を聴いて学長が行い、理事長に報告する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。